

諮詢庁：外務大臣

諮詢日：令和5年6月7日（令和5年（行情）諮詢第472号）及び令和6年1月12日（令和6年（行情）諮詢第36号ないし同第38号）

答申日：令和7年3月26日（令和6年度（行情）答申第1095号及び同第1107号ないし同第1109号）

事件名：特定の開示決定等で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書等の一部開示決定に関する件

特定文書に記載の「我々が提案してきた進歩的アプローチ」について行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

特定文書に記載の「我々が提案してきた進歩的アプローチ」について行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

特定文書に記載の「我々が提案してきた進歩的アプローチ」について行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書4」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の3に掲げる各文書（以下、順に「文書3」ないし「文書21」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定について、諮詢庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年8月26日付け同第01340号（以下「原処分2」という。）、同年11月21日付け同第01916号（以下「原処分3」という。）、令和5年1月31日付け同第02419号（以下「原処分4」という。）及び同年4月11日付け同第00063号（以下「原処分1」という。）により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書1（原処分1に係るもの。令和5年（行情）諮問第472号）

ア 特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認するすべを持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

開示決定通知書に記載されたように、不開示とした部分が「文書3」といった表現では具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるよう開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

ウ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(2) 審査請求書2（原処分2に係るもの。令和6年（行情）諮問第36号）

ア 上記（1）アと同旨。

イ 上記（1）イと同旨。

ウ 上記（1）ウと同旨。

エ 電磁的記録についても特定を求める。

本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

(3) 審査請求書3（原処分3に係るもの。令和6年（行情）諮問第37号）

ア 上記（1）イと同旨。

イ 上記（1）ウと同旨。

ウ 上記（1）エと同旨。

エ 上記（1）アと同旨。

(4) 審査請求書4（原処分4に係るもの。令和6年（行情）諮問第38号）

ア 上記（1）アと同旨。

イ 上記（1）イと同旨。

ウ 上記（1）ウと同旨。

第3 質問序の説明の要旨

1 原処分1（令和5年（行情）質問第472号）

（1）経緯

処分庁は、令和4年4月12日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書1の開示請求に対し、16件の文書を特定し、4件を開示、12件を部分開示の決定を行った（原処分1）

これに対して審査請求人は、令和5年4月25日付けで、以下を求める審査請求を行った。

ア 特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

ウ 一部に対する不開示決定の取消し。

（2）本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の3に記載の文書3、文書4、文書6、文書8、文書9及び文書11ないし文書21である。

（3）審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「審査請求人は確認するすべを持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。」と主張する。本件審査請求を受けて改めて確認したが、原処分で特定した文書以外に本件対象文書の存在を確認することはできなかった。以上のことから、原処分1における文書の特定に漏れはなく、審査請求人の主張には理由がない。

イ 審査請求人は、「開示決定通知書に記載されたように、不開示とした部分が「文書3」といった表現では具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。」と主張する。しかしながら、処分庁は不開示理由ごとに不開示箇所を明確に特定しており、審査請求人の主張には理由がない。

ウ 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」旨主張する。しかしながら、処分庁は対象文書の不開示事由の該当性を厳正に審査した上で原処分1を行つ

ており、審査請求人の主張には理由がない。

(4) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分1を維持することが妥当であると判断する。

2 原処分2（令和6年（行情）諮問第36号）

(1) 経緯

処分庁は、令和3年9月16日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書2の開示請求に対し、19件の文書を特定し、7件を開示、12件を部分開示とする決定を行った（原処分2）。

これに対して審査請求人は、令和4年9月19日付けで、以下を求める審査請求を行った。

- ア 特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。
- イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。
- ウ 一部に対する不開示決定の取消し。
- エ 電磁的記録についても特定を求める。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に記載の文書3ないし文書21である。

(3) 審査請求人の主張について

- ア 上記1（3）アと同旨。
- イ 上記1（3）イと同旨。
- ウ 上記1（3）ウと同旨。
- エ 審査請求人は、「本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても確認を求める。」旨主張する。しかしながら、処分庁は本件対象文書について本件審査請求を受けて改めて確認したが、電磁的記録の存在を確認することはできなかった。

(4) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分2を維持することが妥当であると判断する。

3 原処分3（令和6年（行情）諮問第37号）

(1) 経緯

処分庁は、令和3年11月22日付で受理した審査請求人からの本件請求文書3の開示請求に対し、18件の文書を特定し、6件を開示、12件を部分開示とする決定を行った（原処分3）。

これに対して審査請求人は、令和4年12月3日付けで以下を求める審査請求を行った。

- ア 不開示処分の対象部分の特定を求める。
- イ 一部に対する不開示決定の取消し。
- ウ 電磁的記録についても特定を求める。

エ 特定すべき文書に漏れがないか確認を求める。

(2) 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の3に記載の文書3及び文書5ないし文書21である。

(3) 審査請求人の主張について

上記1(3)と同旨。

(4) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分3を維持することが妥当であると判断する。

4 原処分4(令和5年(行情)諮問第38号)

(1) 経緯

処分庁は、令和4年2月1日付で受理した審査請求人からの本件請求文書4の開示請求に対し、法11条による開示決定期限の特例の適用を行った後、相当の部分として1件の文書を特定し、開示とする決定を行い(令和4年4月4日付け情報公開第00037号)、更に最終の決定として17件の文書を特定し、5件を開示、12件を部分開示とする決定を行った(原処分4)。

これに対して審査請求人は、令和5年2月4日付で以下を求める審査請求を行った。

ア 特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

ウ 一部に対する不開示決定の取消し。

(2) 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の3に記載の文書3及び文書5ないし文書21である。

(3) 審査請求人の主張について

上記1(3)と同旨。

(4) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分4を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

① 令和5年6月7日	諮問の受理(令和5年(行情)諮問第472号)
② 同日	諮問庁から理由説明書を收受(同上)
③ 同月23日	審議(同上)
④ 令和6年1月12日	諮問の受理(令和6年(行情)諮問第3

	6号ないし同第38号)
⑤ 同日	諮詢庁から理由説明書を收受（同上）
⑥ 同年2月1日	審議（同上）
⑦ 令和7年3月10日	本件対象文書の見分及び審議（令和5年（行情）諮詢第472号及び令和6年同第36号ないし同第38号）
⑧ 同月19日	令和5年（行情）諮詢第472号及び令和6年同第36号ないし同第38号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の再特定及び不開示部分の開示等を求めている。

当審査会事務局職員をして諮詢庁に確認させたところ、改めて検討した結果、本件対象文書の不開示部分のうち、別紙の4に掲げる部分については新たに開示することとするが、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）は、なお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

（1）本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮詢庁に確認させたところ、諮詢庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書1に係る文書の特定について

本件請求文書1に係る開示請求文言の「「我々が提案してきた進歩的アプローチ」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て」との記載及び添付資料から、平成28年の「多国間核軍縮交渉の前進に関するオープン・エンド作業部会」（以下「本件作業部会」という。）における我が国の対応振りに関して作成又は取得された文書の開示を求めていると解した。これと当該開示請求文言の「情報公開第00037号（2021-00815）で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の全て、及び当該請求（2021-00815）の後に綴られた文書の全て」との記載から、本件請求文書4（開示請求番号2021-00815）に係る先行開示決定で開示された文書7を除く残りの文書、及び本件請求文書4の開示請求受付日の翌日である令和4年2月2日から本件請求文書1の開示請求受付日である同年

4月12日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、文書3、文書5、文書6、及び文書8ないし文書21を特定し、文書10につき先行開示決定（令和4年6月13日付け情報公開第00664号）を行い、文書3、文書5、文書6、文書8、文書9及び文書11ないし文書21につき原処分1を行った。

イ 本件請求文書2に係る文書の特定について

本件請求文書2に係る開示請求書には、「我々が提案してきた進歩的アプローチ」（中略）に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち情報公開第01938号（2021-00325）で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の全て、及び当該請求（2021-00325）の後に綴られた文書の全て」と記載されていることから、別件開示請求（開示請求番号2021-00325）に係る先行開示決定で開示された別紙の2（1）に掲げる文書（以下「文書1」という。）を除く残りの文書、及び別件開示請求の開示請求受付日の翌日である令和3年7月15日から本件請求文書2の開示請求受付日である同年9月16日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、別紙の2（2）に掲げる文書（以下「文書2」といい、文書1と併せて「先行開示文書」という。）、及び文書3ないし文書21を特定し、文書2につき先行開示決定（令和3年11月5日付け情報公開第02523号）を行い、文書3ないし文書21につき原処分2を行った。

ウ 本件請求文書3に係る文書の特定について

本件請求文書3に係る開示請求書には、「我々が提案してきた進歩的アプローチ」（中略）に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち情報公開第02523号（2021-00536）で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の全て、及び当該請求（2021-00536）の後に綴られた文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書2の開示請求（開示請求番号2021-00536）で特定された文書2を除く残りの文書、及び本件請求文書2の開示請求受付日の翌日である令和3年9月17日から本件請求文書3の開示請求受付日である同年11月22日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、原処分2で特定された文書3ないし文書21を特定し、文書4につき先行開示決定（令和4年1月21日付け情報公開第02985号）を行い、文書3及び文書5ないし文書21につき原処分3を行った。

エ 本件請求文書4に係る文書の特定について

本件請求文書4に係る開示請求書には、「我々が提案してきた進歩的アプローチ」（中略）に関して行政文書ファイル等に綴られた文書

の全てのうち情報公開第02985号（2021-00660）で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の全て、及び当該請求（2021-00660）の後に綴られた文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書3の開示請求（開示請求番号2021-00660）に係る先行開示決定で特定された文書4を除く残りの文書、及び本件請求文書3の開示請求受付日の翌日である令和3年11月23日から本件請求文書4の開示請求受付日である令和4年2月1日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、原処分3で特定された文書3、及び文書5ないし文書21を特定し、文書7につき先行開示決定（令和4年4月4日付け情報公開第00037号）を行い、文書3、文書5、文書6及び文書8ないし文書21につき原処分4を行った。

オ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は確認できなかった。

（2）上記（1）アないしエの文書の特定方法に問題はなく、上記（1）オの探索状況を踏まえると、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記（1）の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、外務省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示維持部分の不開示情報該当性について

（1）別表の番号1に掲げる部分について

文書12ないし文書21は、いずれも外務本省と在外公館の間でやり取りした電信形式の文書であることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分は発受信時刻、パターン・コード及び局課番号等であり、これらを公にした場合、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じるおそれがあるため、不開示とした。

イ 上記アの説明を踏まえると、発受信時刻、パターン・コード及び局課番号等については、これらを公にすることにより、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表の番号2に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして
諮詢庁に確認させたところ、諮詢庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、本件作業部会に係る我が国の検討内容、対処方針及び具体的な対応振りが記載されている。これらを公にすると、我が国及び関係国の考え方や対応振りが明らかとなり、関係国との信頼関係が損なわれ、我が国及び関係国が将来類似の交渉に参加する際に支障を来すおそれがあるため、不開示とした。

イ 当該部分を公にすると、本件作業部会に係る我が国の考え方や対応振りが明らかとなり、我が国及び関係国が、将来類似の交渉に参加する際に支障を来すおそれがあるとする上記アの諮詢庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表の番号3に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして
諮詢庁に確認させたところ、諮詢庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、関係国との調整過程に関する情報が記載されている。当該情報については、対外公表しないことを前提として関係国と調整していることから、これを公にすることにより、関係国との信頼関係が損なわれるおそれがある。また、仮に同種の調整が将来行われる場合には、調整過程を公にすることにより、交渉上、我が国が不利益を被るおそれがある。

イ 当審査会において、当該部分を見分したところ、上記アの諮詢庁の説明のとおりであることが認められ、当該部分が公になれば、関係国との信頼関係が損なわれるおそれがあるなどとする上記諮詢庁の説明は、首肯できる。

そうすると、当該部分は、これを公にすることにより、本件作業部会に係る関係国との調整過程が明らかとなり、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき、相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 別表の番号4に掲げる部分について

文書21は、本件作業部会における発言が克明に記録されているものと認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして
諮詢庁に確認させたところ、諮詢庁から次のとおり説明があった。

一般に、国際会議の詳細は非公開となっており、それらの記録は、当事国が自らの政策立案等の目的に供するために独自の観点から作成するものであり、内容に関して他国の同意を得たりはしない。当該部分を公にすることにより、他国が公開されることを予定せずに行つた忌たんのない発言が一方的に公開されることになり、他国との信頼関係が損なわれるおそれがある。また、我が国及び他国が将来類似の交渉に参加する際に支障を来すおそれがあるため、不開示とした。

イ 文書21の本文は、主に他国出席者の発言内容を記録する文書の構成となっていることからすると、日本側の必要のために作成したものと推認される。また、本件作業部会の国連の報告書においても参加国の発言は公表されていないことに鑑みると、当該部分を公にすることにより、参加国が公開されることを予定せずに行つた忌たんのない発言が一方的に公開されることになり、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあり、また、我が国及び他国が将来類似の交渉に参加する際に支障を来すおそれがあるとする上記アの諮詢庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) 別表の番号5に掲げる部分について

当該部分には、記者の氏名が記載されていることが認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした各決定については、外務省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、諮詢庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、同条5号及び6号について判断するまでもなく、不開示とする

ことが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子、委員 太田匡彦、委員 佐藤郁美

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書1（令和5年（行情）諮問第472号）

「我々が提案してきた進歩的アプローチ」（出典：「核兵器禁止条約交渉第1回会議ハイレベル・セグメントにおける高見澤軍縮代表部大使によるステートメント」）に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち情報公開第00037号（2021-00815）で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の全て、及び当該請求（2021-00815）の後に綴られた文書の全て。

(2) 本件請求文書2（令和6年（行情）諮問第36号）

「我々が提案してきた進歩的アプローチ」（出典：「核兵器禁止条約交渉第1回会議ハイレベル・セグメントにおける高見澤軍縮代表部大使によるステートメント」）に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち情報公開第01938号（2021-00325）で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の全て、及び当該請求（2021-00325）の後に綴られた文書の全て。

(3) 本件請求文書3（令和6年（行情）諮問第37号）

「我々が提案してきた進歩的アプローチ」（出典：「核兵器禁止条約交渉第1回会議ハイレベル・セグメントにおける高見澤軍縮代表部大使によるステートメント」）に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち情報公開第02523号（2021-00536）で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の全て、及び当該請求（2021-00536）の後に綴られた文書の全て。

(4) 本件請求文書4（令和6年（行情）諮問第38号）

「我々が提案してきた進歩的アプローチ」（出典：「核兵器禁止条約交渉第1回会議ハイレベル・セグメントにおける高見澤軍縮代表部大使によるステートメント」）に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち情報公開第02985号（2021-00660）で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の全て、及び当該請求（2021-00660）の後に綴られた文書の全て。

2 先行開示文書

(1) 別件開示請求（開示請求番号2021-00325）で先行開示文書として特定された文書

文書1 General Assembly Open-ended Working Group taking forward multilateral nuclear disarmament

ent negotiations (24 February
2016)

(2) 本件請求文書2に係る開示請求で先行開示文書として特定された文書
文書2 3月27日 高見澤軍縮代大使ぶら下がり（於：国連）

3 本件対象文書

文書3 【政府代表団用・対外応答要領】多国間核軍縮交渉の前進に関するオープン・エンド作業部会（OEWG）（平成28年2月19日）

文書4 【想定問】多国間核軍縮交渉の前進に関するオープン・エンド作業部会（OEWG）（豪州主導による共同作業文書の提出）（平成28年2月24日）（1枚のもの）

文書5 【想定問】多国間核軍縮交渉の前進に関するオープン・エンド作業部会（OEWG）（豪州主導による共同作業文書の提出）（平成28年2月24日）（6枚のもの）

文書6 【対外発信・応答要領】多国間核軍縮交渉の前進に関するオープン・エンド作業部会（OEWG）第1回会合結果（平成28年2月29日）

文書7 General Assembly Open-ended Working Group taking forward multilateral nuclear disarmament negotiations (1 September 2016)

文書8 オープン・エンド作業部会（OEWG）における豪州作成の共同作業文書案（2016年2月）

文書9 多国間核軍縮交渉の前進に関するオープン・エンド作業部会（OEWG）における豪州作成の共同作業文書（平成28年2月22日）

文書10 多国間核軍縮交渉の前進に関するオープン・エンド作業部会（OEWG）第1回会合（概要と評価）（平成28年2月26日）

文書11 多国間核軍縮交渉の前進に関するオープン・エンド作業部会（OEWG）（村上軍軍長による総括記者会見記録）

文書12 多国間核軍縮交渉の前進に関するオープン・エンド作業部会（OEWG）（豪からの作業文書案の提示と同文書案へのコメント）（第84号）

文書13 多国間核軍縮交渉の前進に関するオープン・エンド作業部会（OEWG）（豪からの作業文書案の提示と同文書案へのとりあえずのコメント）（第12336号）

文書 1 4 多国間核軍縮交渉の前進に関するオープン・エンド作業部会
(OEWG) (豪作業文書改訂案) (第 9 3 号)

文書 1 5 多国間核軍縮交渉の前進に関するオープン・エンド作業部会
(OEWG) (豪作業文書改定案:回答) (第 1 3 7 8 8 号)

文書 1 6 多国間核軍縮交渉の前進に関するオープン・エンド作業部会
(OEWG) (豪作業文書の検討:少数国ドラフティング会合:
請訓) (第 1 1 3 号)

文書 1 7 多国間核軍縮交渉の前進に関するオープン・エンド作業部会
(OEWG) (豪作業文書の検討:少数国ドラフティング会合:
回訓) (第 1 5 7 8 5 号)

文書 1 8 多国間核軍縮交渉の前進に関するオープン・エンド作業部会
(OEWG) (豪作業文書の各国への配布と同文書への対応)
(第 1 4 7 号)

文書 1 9 多国間核軍縮交渉の前進に関するオープン・エンド作業部会
(OEWG) (豪作業文書の各国への配布と同文書への対応)
(第 1 9 8 7 8 号)

文書 2 0 多国間核軍縮交渉の前進に関するオープン・エンド作業部会
(OEWG) : 第 1 回会合対処方針 (第 1 8 8 3 6 号)

文書 2 1 多国間核軍縮交渉の前進に関するオープン・エンド作業部会
(OEWG) 第 1 回会合 (記録) (本使電) (第 2 2 5 号)

4 質問庁が新たに開示するとしている部分

- (1) 文書 8 の最下部の不開示部分
- (2) 文書 1 3 の 2 頁目の左上の手書き部分

別表（原処分において処分庁が不開示とした部分及びその理由）

番号	不開示とした部分	不開示とした理由	不開示条項
1	文書12ないし文書21 (発受信時刻、パタン・コード及び局課番号等)	現在外務省が使用している電信システムの管理に係る情報であり、公にすることにより、電信の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、不開示としました。	3号、6号
2	文書8、文書17及び文書20	公にしないことを前提とした我が国政府部内の協議の内容に関する記述であって、公にすることにより、関係国等との信頼関係が損なわれるおそれ、又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	3号、5号
3	文書12ないし文書16及び文書18	公にしないことを前提とした関係国との協議に関する記述、又は公にしないことを前提として関係国から提供された情報であって、公にすることにより、関係国等との信頼関係が損なわれるおそれ、又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	3号
4	文書21	公にしないことを前提とした国際会議における他国関係者の発言に関する我が国の評価に係る記述であって、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれが	3号

		あるため、不開示としました。	
5	文書1 1	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、公表慣行があるものを除き、不開示としました。	1号

※当審査会にて整理した。